

総合科学技術会議
第1回生命倫理専門調査会議事概要(案)

1. 日時 平成13年4月6日(金) 10:00~12:00
2. 場所 三田共用会議所
3. 出席者
 笹川堯科学技術政策担当大臣
 (委員) 井村裕夫会長 石井紫郎議員 黒田玲子議員 志村尚子議員
 白川英樹議員 相澤慎一委員 石井美智子委員 位田隆一委員
 香川芳子委員 垣添忠生委員 勝木元也委員 島園進委員
 田中成明委員 西川伸一委員 町野朔委員 南砂委員
 (事務局) 興政策統括官 有本官房審議官
 梅田ライフサイエンス担当参事官 他
4. 課題
 - (1) 今後の検討事項
 - (2) 今後の議論の進め方について
 - (3) その他
5. 配付資料
 - 資料1 総合科学技術会議の概要
 - 資料2 専門委員及び専門調査会の設置について
 - 資料3 生命倫理専門調査会名簿
 - 資料4 生命倫理専門調査会運営規則(案)
 - 資料5 生命倫理の論点
 - 資料6 これまでの生命倫理に関する議論の経緯と総合科学技術会議における当面の検討事項
 - 資料7 生命倫理専門調査会の当面の検討事項について
 - 資料8 生命倫理に関する最近の動き
 - 資料8-1: ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針
 - 資料8-2: クローン人間計画への対応等について

(参考資料)

- ・ 科学技術基本計画
- ・ ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律
- ・ クローン技術による人個体の産生等について
- ・ クローン技術による人個体の産生等に関する基本的考え方
- ・ ヒト胚性幹細胞を中心としたヒト胚研究について

- ・ ヒト胚性幹細胞を中心としたヒト胚研究に関する基本的考え方
- ・ ヒトゲノム研究に関する基本原則について
- ・ ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針（案）
- ・ 精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療のあり方についての報告書

6. 議事

(1) 議事運営規則について

事務局より資料4について説明し、その後、井村会長より特に議事の公開が問題になるのではないかと考えているので意見を頂きたい旨発言。各委員からは特に意見なく、議事運営規則が決定された。

(2) 笹川科学技術政策担当大臣挨拶

大臣より次の挨拶があった。

（笹川大臣）

おはようございます。先ほどは、ご出席頂きました委員の皆様方に内閣総理大臣の辞令を交付させていただきました。私は昨年12月5日に就任し、1月6日からは総合科学技術会議を担当することになりました。以来、議員の皆様方、そしてまた関係各省庁、協力いたしまして内閣総理大臣に対し基本戦略を答申し、それぞれの手続きを完了いたしまして基本計画が決定されました。それに基づきまして、5つの専門調査会が発足し、その一つとして生命倫理専門調査会が発足しました。なお本日のこの専門調査会の会長には、内閣総理大臣より指名されました井村先生にお務め頂くことになりましたので、皆様方のご協力を私からもお願いします。

生命倫理というのは世界各国におきましても大きく話題をまきました。また、国民の皆様も大きな関心をお持ちでございます。そういうものも含めまして、それぞれの各界の皆様方に御意見を聞かせていただくことが一番良いということで、皆様方にもご協力をお願いしているところです。

生命科学の発展は、病気の診断、予防、治療を向上させ、高齢化社会を迎える我が国社会に大きく貢献すると思われまます。他方生命そのものや、人の組織等を扱うことから、人間の尊厳や人権に大きな影響を及ぼすものです。このため、生命科学が発展し人々の福祉に貢献するためには、倫理面について社会のコンセンサス形成やルール作りが不可欠です。これまで、科学技術会議においても生命倫理委員会を設置し、クローン人間産生をはじめ様々な課題について考えをお示し頂いてきたところです。これに基づきまして、我が国としては昨年11月にクローン技術規制法を策定いたし

ました。先般の海外の研究者等の発言、既に皆様方も新聞、テレビ等で聞きの通りでございまして、クローン人間を計画しようではないかということでしたが、我が国の考え方、日本のクローン技術規制法をご理解していただき、それに是非賛成をしていただきたい、ということを経済界に発信をいたしました。また、イタリアで開催された会議に私どもから専門家を派遣いたしまして、その内容等につきましては逐次調査をさせていただいています。また先般ブッシュ大統領は、テレビにおきまして、クローン人間の産生につきましては賛成しかねる。またそういうものに対する研究開発には国はお金を出さない。まさに日本が発信をしたということに答えていただいたというふうに私は理解しておりますし、大変意味のあることだと思っております。このような重要性に鑑み、総合科学技術会議でも第1回の本会議、平成13年1月18日において生命倫理専門調査会の設置を決定いたしましたところでございます。今後の調査・検討事項は、クローン技術規制法で3年以内に検討が規定されている、また国会におきましてもいろいろな御質問がなされていますが、ヒト受精胚の取扱いのあり方など、いずれも非常に難しい問題でありますので、様々な観点、幅広い視野から、皆様方に意見を出していただきまして、我が国としての基本方針を打ち出して頂きたい。皆様方ご多忙のところ申し訳ありませんが、なるべく調査会を煩雑に開いていただくことになるとは思いますが、よろしくご理解いただきたいと思っております。また総合科学技術会議は内閣総理大臣が議長であり、月に一回会議を開いております。まさに国を挙げて科学技術を振興させたいということですが、その中でも生命倫理につきましては、研究が進んで行くに従いまして、理解をしていく人と、理解をしない人と、また、不妊の治療ということでお子さんが欲しいと、しかしそれ以上は困るとか、大きなガイドラインを作っていかなければいけませんし、各省庁におきましてもまたそういうような議論を進めているというふうに承知しておりますが、最終決定は、この総合科学技術会議で決定させていただきますので、どうぞよろしく先生方の協力をお願いします。

(3) 会長代理の指名

運営規則第2条に基づき、位田委員が会長代理に指名された。

(4) 今後の議論の進め方について

事務局より資料5～7を説明。各委員から次の発言があった。

(井村会長)

資料の5は生命倫理でどういうことが問題になるかということについてを全部

網を広げてまとめ上げたもので、主要な問題はここにピックアップできているのではないかと思います。その内でさしあたって生命倫理専門調査会に課せられている問題は、資料6に書いてある通り、ヒト受精胚の取扱いに関する基本方針の策定、特定胚の取扱指針やヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針を決めることと思います。ゲノムとクローンにつきましては、ほぼ審議を終了しましたが、積み残した問題が下に書かれています。

(勝木委員)

各省の個別の委員会を作って具体的な問題を検討せよという話があるが、科学技術会議の小委員会では、各省が集まった合同の作業委員会を想定しないと指針の運用について複雑なことが起こるのではないかという心配が提言されました。そこを議論してほしい。

(井村会長)

それも是非議論しないといけない問題だと思います。遺伝子組み替えのときには、文部省と科技庁が別々の指針を作り、後で両方を統合しました。今回のゲノムは初めから3省が集まり、共通のものを作りました。今後、複数の省にまたがる問題は、そのような形を取っていく必要があると思います。この生命倫理専門調査会と各省の生命倫理委員会との関係、役割分担は、これからの課題であると思います。

(垣添委員)

資料6について確認したいのですが、受精胚、特定胚、ES細胞に関する指針をこの生命倫理専門調査会でまとめるのが当面の課題ですか。すると生命倫理が抱える様々な問題で、全体をまとめる基本原則よりも、もう少し専門的なものを取り扱うということなのでしょうか。

(井村会長)

その点については御議論いただきたい。生命倫理全体を一つの原則で貫くということも重要なことと思います。しかし、一方では、期限の決められている問題もあります。3年以内にヒト受精胚、特定胚については6月に法律が施行されるので、それまでに決める必要があります。

(垣添委員)

分かりました。長期的な観点からしますと生命倫理の基本原則を少し継続して議論したらと思います。

(井村会長)

それから、臓器移植についても見直しの時期が来ておりまして、この専門調査会でも議論をする課題となるかもしれません。

(位田委員)

今の垣添委員の御意見と関連するのですが、やはり生命倫理の一般論の議論を同時にやらないと、個別の問題を統合するのは非常に難しい。分野によって違う結果がでて困る。今すぐに生命倫理の一般論に結論を出すことは難しいが、常にそういうことをやるという認識のもとで御議論を進めてもらいたい。資料5は、一点非常に大きな問題がありまして、基本的考え方で記載されていることは、生命科学の立場です。むしろ倫理はこれではなくて、この前に人の尊厳とか人権をどうやって科学の中で守るべきかであると思います。まず人間の尊厳とか人権というのが大事だということを確認して次に進んでいくべきだと思います。

(井村会長)

わかりました。他に何かございますか。

(島蘭委員)

この会のメンバーは規定によると人数は決まっていないのですか。

(井村会長)

決まっておりません。

(島蘭委員)

宗教界を中心に国民の生活感覚に根ざした発想と、難しい科学技術の問題をつなぐ必要性を感じていますが、前の生命倫理委員会で非常に心細い思いをしたという経験があります。場合によって委員に、より国民の生活感覚に近い声を届けていただけるような方を増やしてほしい。

(井村会長)

その点は委員の選考の過程で出来るだけ配慮したつもりですが、特定の宗教をいれることは難しいので、宗教関係の方は今回は入れていません。必要であればヒアリングの形で意見を聞こうと考えております。できるだけ一般の国民の意見を反映させることは必要であるし、もっと女性委員を増やせという意見

もありましたが、みなさんお忙しくて、依頼しても断られてしまうことが多くて、必ずしも十分実現できなかったということがあります。

（相澤委員）

一番の基本は、情報をオープンにして、研究者の方から積極的に情報を出して、世の中とのコンセンサスを作りながらやっていくこと。これがこの会の原則だと思います。情報開示をするときに、絶対やるべきだという人、絶対だめだという人の意見も聞くべきであろうと思うのですが、ヒアリングのような形がいいと思います。

（島蘭委員）

欧米は宗教に基づく明確な意見があって、文化の基盤と科学上の問題がどこで接するか見えやすい。日本人は実は非常に宗教的であるにも関わらず、明確に言語化されてなく、文化からの声が届くのに時間がかかる。脳死、臓器移植の時にもこういう問題があった。文化に根ざした、文化の力が無いと、力強い国民の合意は得られないと思います。

（井村会長）

宗教の問題は欧米と日本はかなり違う。出来るだけ生活者の意見を聞きたいと考えており、必要があれば推薦していただいて、ヒアリングしていきたいと思います。

（石井(美)委員）

この生命倫理専門調査会の役割を教えてください。ES細胞の小委員会では、一省庁ではなく、総合科学技術会議が指針を出す方がよいのではないかとということが議論になりました。ES細胞の指針は、テナティブな形で作りましたので、この後最終的にどういう形で指針が作られるのか。本調査会の検討課題の一つとして上がっていますが、それに私たちがどう係わるのか。ここで議論をしたという形だけで承認するのでは、本調査会の意味がないと思います。

（井村会長）

1月にならないと総合科学技術会議が発足しない境目の時であったので、とりあえず文科省の生命倫理委員会でパブリックコメントをするということになりました。その結果を次のこの生命倫理専門調査会にお諮りしたいと思っています。まだ最終決定しておりません。

この生命倫理調査会は各省の生命倫理委員会よりも一段高い位置にあると考
えていただいていいと思います。事務局の人数も極めて限られているので、問
題によっては、各省の生命倫理委員会におろした方がよいと思います。ゲノム
の場合には基本方針を前の生命倫理委員会で決め、3省合同でガイドライン作
りをし、もう一度見せていただいて、4月1日に各省が通達を出すという形に
なったわけです。極めて重要な問題であれば、ガイドラインまで、ここで決め
るなど、ケース・バイ・ケースで考えていくのがいいのではないかと思います。
ES細胞の場合ですと、実際個々のケースを審議していただかないといけな
いが、ここで審査を行うことは不可能であると思います。ですからこれは文部科
学省の生命倫理委員会でやっていただくということになると思います。

(石井(美)委員)

全体としては分かりました。従来議論を踏まえて、パブリックコメントと
照らし合わせた議論をし、その上で指針にしていってほしい。

(井村会長)

それは次回お話しできますね。ES細胞についてはガイドラインをここで議
論していただいて最終決定するというのもできると思います。一般論として
この生命倫理専門調査会と各省の生命倫理委員会との関係を決めることは難し
いのではないかと思います。問題によってケース・バイ・ケースで判断をして
いってはどうか。ただ基本原則は生命倫理専門調査会が決めるという
ことになると思います。

(町野委員)

ES細胞について指針を出すのは文部科学省であるのが建前ですね。石井委
員はこの権威で出すべきだとお考えなのかもしれませんが、そうしますと基
本的に今までの考え方を変えなければいけないということになる。指針は、文
部科学大臣が出すけれども、ここがその指針に意見があるいは基本方針を示せ
ということだろうと思います。これはおそらく今までやってきたやり方で、わ
たしはそれで十分であり、全ての指針をここで出せというのは無理だと思いま
す。

(島菌委員)

いろいろな審議会がございますが、どういう議論が各省庁でどこまで議論が
進んでいるか共有されるような手段、方策を採って欲しい。

(井村会長)

文科省の生命倫理の委員長は高久委員でありまして、ここのメンバーであります。また厚労省も高久先生でしょうか。委員をオーバーラップさせることによって情報を交換しているということと、事務局レベルでできるだけ情報を集めるということになっています。

(島蘭委員)

各委員に定期的に審議会の進行状況などを伝えてくれるといいと思います。

(事務局)

事務当局としましても、そこは非常に重要だと思っております。各省縦割りのところを常に俯瞰的立場からグリップしながら、各省が運用していくという相互作用が非常に重要ではないかと考えてます。どういう進捗状況にあるのかということ把握し、先生方にもお伝えするということが今後やっていきたいと考えてます。

(勝木委員)

E S細胞の指針については、文部科学大臣が出すと指針には書いていますが、これは大変議論され、E S細胞の小委員会では委員長見解として、総合科学技術会議が出すべきとされています。各省で具体的な指針に従って審査するという段階では、かなり違った立場がでてくる可能性があり、それぞれ別の見方をすれば、同一のことが倫理違反に見えるということも出てくるのではないかと思います。特に倫理の問題ですから、単一の運営方針を作らないと、非常に複雑なものを生むのではないかと心配があったと思います。したがって、一本化した審査委員会を作るべきだと思います。

(井村会長)

今のところ、E S細胞については研究だけに限っておりますので、文部科学省だけになります。これから実際人体に応用する段階になりますと、厚生労働省の関与も大きな問題になるだろうと思います。

(勝木委員)

私の理解ではE S細胞については一番の倫理上の問題はその樹立だと思います。従って樹立のところとなりますと、人体を扱えるライセンスを持っているのは、医師ですから、本質の問題を抱えているのは、厚生労働省ではないかと思えます。省庁とは別に統一した、透明に見えるという場を作っておかないと、

樹立をする方にとっても大変不幸になるのではないかと思います。

（相澤委員）

全体的概念として、文部科学省が指針に対して責任を持ち、ただしそこは総合科学技術会議の意見を聞きなさいということですか。総合科学技術会議が全体的な理念について個別省庁でない概念を提示しなさいというのはよく分かるが、実際に総合科学技術会議の中にまた委員会を作って、審査まで全部やるようなふうにした方がいいという意見だったのですか、それは難しいと思いますが。

（勝木委員）

総合科学技術会議で検討するに当たって、具体的な指針の問題については、各省別でないとしても動かない。総合科学技術会議に上げてみるけれど、多分だめだろうというのが事務局の見解でした。水掛け論を避けるために豊島委員長は、そのことを総合科学技術会議に申し上げるという一行を付けて、しかし今回の指針案には、文部科学大臣にしてくれということでもみんなが納得したのです。相澤先生は総合科学技術会議では、難しいと言うことですが、それならば各省を横断する一つの作業部会を作り、窓口を一つにしておかないと、矛盾が生じたときにこの専門調査会は何をやっているのかということになるという意見です。

（相澤委員）

事務局の方からだめといった理由がもう一つピンとこないのですが。

（井村会長）

この問題は次回、文部科学省からパブリックコメントをつけて、指針案が出て参りますから、そこで議論をしていただいて、省庁の枠を越えた作業部会を作る必要があるということであれば、それを作りなさいということを文部科学省に要望することでよいのではないのでしょうか。

（事務局）

事務局の立場では、各省と連絡会を作って、常に各省庁がどういう動きをしているか把握するメカニズムは作っています。次回はこういった形か説明できるようにします。

（井村会長）

全体像についての議論もしてくれということでありまして、重要な問題ではありますが、同時にまた非常に多くの問題を抱えています。特に医療の面では医療が先に走ってしまっているところがございます。位田委員に指摘されましたように生命倫理には前提として人の尊厳、権利、人権があります。

(島蘭委員)

以前の科学技術会議の生命倫理委員会から、総合科学技術会議に変わって、どういふ変化があったか会長のお考えを伺いたい。もし生命倫理問題全体をとらえるような大きな議論をしなければならないとすると、情報を蓄積しながら共有していくという基盤が必要な気がします。その辺のシステムは今後どうしていきますか。

(井村会長)

事務局の問題は、生命倫理の担当者の数が少ないということを心配しております。倫理は大きな問題であるだけに、他省庁との協力関係を考えていく必要があると考えています。

(田中委員)

審議と審査の関係の問題で、ここは基本的に審議するわけですが、プロセスの問題があると思います。全体的な見取り図を示していただいた上で議論した方がいいとおもいます。

(井村会長)

次回ES細胞について議論いただきたいと思いますが、私はここでは基本方針を決めて、各省にゆだねる。その場合に勝木委員が言われたように、合同の作業部会を作る場合もあるだろうし、各省でやっていいという場合もあると思います。そのときに方針と違う議論になったなら、こちらに意見を求めるということをしていただかないと、いけないだろうと考えております。

(石井(紫)議員)

まさに問題は非常に大きいですし、各省庁を束ねなければいけない、そういう意味での責任、課題は非常に大きいと痛切に感じているところです。生命倫理の根本問題にいつもリファアーしながら、議論していく。科学的な進歩の状況を社会に発信して、それを国民がどういうふうを受け止めて、少しずつ考え方が変わっていくのか、あるいは変わらないのか、その辺の流動的な状況を、手探りで把握していかなければならない。本当にこの問題は頭が痛い。一番大事

なのは島園さんがさっきおっしゃった言葉をそのまま借りますと、「心細い思いをしながらその都度その都度我々何らかの決断をしていかなければならない」。徹底的に調べ上げて徹底的にヒアリングをして、徹底的に議論して、我々が自信を持ってこれでいいんだと断定するということはほとんど不可能ではないか。いい加減なことで結論を出せばよいのかというのではなく、最善の努力を尽くした上で、しかし、私たちは常に心細い思いをしながら、薄氷を踏む思いをしながらやっていかなければならない。これでは決断するには議論が不十分だと言いつけるだけでは一步も進まない。片一方で、どんどん科学は進歩していく。どんどん外国では研究が進んでしまうかもしれない。そうしますと、ちょうど臓器移植のように日本の人たちが、外国に莫大な金をかけて出ていく。お金のない人は置いてきぼりを食らう。その都度その都度、実務をどう進めて行くのかということを考えながら、少しずつ決断しなければいけない。同時に、いつも根本的な議論をする。それがないと一步も進めないとしてしまうと、国際対応の状況の中で道を誤るおそれもある。早くもできない、ゆっくりも出来ない、という難しさがついて回るのかなと思います。

(井村会長)

生命倫理の非常に難しい問題点を指摘していただきました。

(位田委員)

心細いのは我々ではなくて、一般社会の方だと思います。これから医学なり科学が、どういうふうに進んでいくのか分からない、分かつても、進展が早すぎて、わからない。基本は、一般の社会の人にとって、生命科学の進歩とは何か、それが自分たちの命とか人権にどう係わってくるのか意識してもらおうという話だと思うので、相澤委員のおっしゃるような情報公開が非常に必要だと思います。しかし科学者からだけの情報公開というわけではなくて、積極的に総合科学技術会議からも考え方や情報を普及していく。生命科学はここが進んでいますと、国民に誰かが投げかけなければいけない。必要ならプロセスの改革なり、極端な場合には、法の改正も視野に入れて、議論をしていただくということが必要だと思います。また、最先端の生命科学、生命倫理という考え方の教育を、中学校、高校くらいの段階から入れていってほしい。

(石井(紫)議員)

全く同じ考え方で、その上に立って、我々はいつも心細い思いをしながらそろそろと進んで行かざるを得ないということを申したのです。

(井村会長)

総合科学技術会議が持っている振興調整費の中に政策提言があります。そこでぜひ生命倫理について良い政策を一つ位田先生を中心にして考えて欲しい。あつという間に科学は進みまして、クローン、ES細胞などはまさにその通りであって、それに対して、一定の期間内に適切に対応しないといけないということも求められております。

(勝木委員)

そもそも生命倫理委員会が2年前にできた大きな理由は、ヒトに対してもゲノム操作が使える、核移植が行われる、生命操作が行われるようになったということ。遺伝子治療は現実的に人に適用できるのかもしれないという時代であって、倫理問題が身近になってきたことです。それぞれの国の文化を背景にして、それぞれの国が生命倫理についてはリファレンスを持っているわけです。現実の問題としては、たとえば体外受精では、試験管ベビーが年間1万1千人生まれ、その半分以上が顕微受精です。そうすると、はたして、ガイドラインが本当に守られているのか、あるいは産まれてくる子供の基本的人権について議論がなされているのだろうかという疑問が一般の人たちにあると思います。国民の前でこの委員会が信頼されるかどうか、倫理委員会というのは信頼を置かれなければ全く意味をなしませんので、そこをオープンにすることこそが、一番大事なポイントではないかと思っております。

(相澤委員)

ヒト胚小委員会で、一般的なことを議論してもいつまでも物事が進まないですよという主張を展開しました。しかし、そうなったとき、ヒト胚全体について、ちっとも総合的に考えるところをもってないじゃないかという批判が強くなると思う。緊急なことの間にでも、常に一般的なことを入れて議論することは絶対しなければいけない。でも議論の仕方というのはとても難しく、この委員会が正しいことをしようというのはおこがましいことであって、あまりおこがましいことまで引き受けなくて議論をしていくよう、よろしくお願ひしたいと思います。

(井村会長)

ヒト胚の問題は、今回は3年以内に結論を出しなさいということを法律で規定されておりますので、これはこの専門調査会に課せられた非常に大きな命題であろうと思います。倫理ですから、その国の文化、宗教、歴史を背景にしてあります。しかし、日本だけが特別な倫理規定を設けることは難しい。また患

者の立場というのは一般の人と違う。それは死の問題に直面しているわけですから、そういった立場も配慮していかなければ行けない。そういう意味で、心細い思いで進まないといけないところがあるわけでありましてけれども、大きな問題に挑戦して行くという姿勢も必要ではないかと思えます。

（垣添委員）

現実の医療は、かなり先に動いてしまっている。この現実との解離をどう調整するかということがこの会議の重要な問題だと思えます。それからエホバの証人が輸血を拒否するという話は、患者さんが拒否しているのだから、その意志に反して輸血しないと一応整理はされていますが、医師の心からの理解を得られているわけではない。

（井村会長）

そこでは自己決定権を尊重しなさいという判例も出ているわけですが、臓器移植の場合は自己決定権ではなくて、家族の決定権に左右されてしまうという矛盾がある。矛盾が生じるのも日本の文化の一つの特徴かもしれないと思えますけれども、そのあたりも議論していただかなければならない課題になると思えます。

（町野委員）

他の生命倫理委員会との関係の確認ですけれども、実務的なところ、指針を出すとかは当面の間各省の生命倫理委員会でやらざるを得ないと、しかしながら最終的なオーソライゼーションという面では必ずこちらに基本的な問題は上がってきてほしい。その点は確認されたと思えます。従って、心細いとか大変とかあるが、基本方針を決めることは、やらざるを得ないということだと思えます。その場合、どういう格好で合意を得るかが問題だろうと思えます。従来は、多数決という考え方が非常に強かったが、すべての人が納得できるものを出すということが、社会的合意論の結論だと思えます。絶対反対の人でもあるところでは合意に至るといのが必然なのでありまして、その過程を我々は作らなければならないと思えます。

（勝木委員）

前半のところはまとめ方がおかしいと思えます。各省で指針を作るのはそうではないと先ほどまとまった気がしますし、次回に行くということが合意されたと思えますので、そこはやはりはっきりさせておきたいと思えます。

(位田委員)

資料5でいろいろなガイドラインや個別の問題が上げられていますが、それら既存のガイドライン等を資料として提供していただきたい。また、今それぞれの生命科学の各分野で何が行われているか、どなたか専門家に来ていただいて、ヒアリングで勉強させていただきたい。そこから新たに生命倫理の問題として議論をすべきことが出てくると思います。

(島蘭委員)

どのように充実したら議論が出来るかと、この調査会も大事だけれども、調査会と国民の関わり方も重要だと思います。従って教育とか広報が重要と思うのですが、この専門調査会としてどのような広報体制を採るのか。国民との間のヒアリングや情報交換の場所をどういうふうにするか、その辺はいかがでしょうか？

(井村会長)

広報については今のところ、インターネットを利用することは考えています。

(事務局)

3月30日に第2期の科学技術基本計画を閣議決定をしております。生命倫理を含めての科学の社会的責任が非常に強く出されております。また科学技術の両面性に対して市民が持つ期待と不安の感情に配慮し、生命倫理など科学技術に関する社会的責任を重視し運用すると、そういう文言まで閣議決定の文章に入っております。社会とのコミュニケーションを図っていくというのは繰り返し繰り返し入っております、今後どうやって社会とのコミュニケーションを図っていくかというのは重視して展開したいと考えております。

(井村会長)

今日のまとめをさせていただきたいと思います。今後の進め方としては、
生命倫理全体についての議論をできるだけしていく

しかしその中でさし当たって決めねばならないいくつかの問題、たとえばES細胞の指針、特定胚の指針等をどういう形で決めていくかという議論をしていきたいと思います。

各省の生命倫理委員会と生命倫理専門調査会との関係

これにつきましては今日のご議論を踏まえて、整理します。メモ的なものをまとめて次回にお出しします。個別の問題でいろいろのことが出てくる可能性がありますけれども、ごく基本的なことなら書けるのではないかと思いますの

で、事務局で検討していただくことにします。